

不正競争	判決年月日	令和5年11月9日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和5年(ネ)第10048号		
○ 被控訴人商品は、形態(ア)～(ク)を全て備える全体の形態が不競法2条1項1号の周知の商品等表示に該当する。 ○ 控訴人各商品の形態は、被控訴人商品の形態と類似し、誤認混同を生じさせるものと認められる。				

(事件類型) 販売差止等請求控訴事件 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 不正競争防止法2条1項1号、3条1項、2項

(原判決) 東京地方裁判所令和2年(ワ)第31524号判決

判 決 要 旨

1 事案の要旨

本件は、「ドクターマーチン」のブランドで靴商品等を展開する被控訴人（1審原告）が、控訴人（1審被告）の販売するブーツ（控訴人各商品）は、被控訴人各商標権を侵害し、また、被控訴人の商品等表示として形態周知となっているブーツ（被控訴人商品）との混同を生じさせる不正競争を構成すると主張する事案である。

2 被控訴人商品の形態の周知の商品等表示該当性について

(1) 被控訴人のブランド「ドクターマーチン」の商品として我が国で販売されている「1460 8ホールブーツ」（革製のブーツ）は、その大半のモデルにおいて、黄色のウェルトステッチ（形態(ア)）、ソールエッジ（形態(イ)）、ヒールループ（形態(ウ)）、ソールパターン（形態(エ)）、アウトソール踵部分の傾斜（形態(オ)）、丸みを帯びた靴の前部（形態(カ)）、ピューリタンスステッチ（形態(キ)）及び8ホール（形態(ク)）という形態上の特徴を備えていると認められる。

被控訴人商品は、特に形態(ア)（黄色のウェルトステッチ）、形態(イ)（ソールエッジ）及び形態(ウ)（ヒールループ）の3点において、他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有し、強い出所識別力を発揮していると認められる。さらに、個別にみればさほど特徴的な形態とまではいえない形態(エ)～形態(ク)とも組み合わせ全体的に観察すれば、他の同種商品（ブーツ）には全く見られない顕著な特徴を有するものといえる。

上記の形態(ア)～(ク)の特徴を全て備える被控訴人商品は、いわゆる特別顕著性を備えるものと認められる。

(2) 被控訴人商品の日本における販売・広告の経緯や、証拠提出されたアンケー

ト結果を踏まえれば、形態(ア)～(ウ)の特徴を備える被控訴人商品の形態は、需要者の間に広く認識されており、周知の商品等表示に該当するものと優に認められる。

3 被控訴人商品と控訴人各商品の形態の類似性について

(1) 被控訴人商品は、形態(ア)～(ク)の特徴を全て備えるものとして周知の商品等表示該当性が認められるものであるが、被疑侵害商品が上記の特徴を全て備えていない場合であっても、同一性はともかく類似性が当然に否定されるものではない。その類否の判断に当たっては、被控訴人商品の形態の最大の特徴というべき形態(ア)(黄色のウェルトステッチ)がいわば要部となり、最も重視されるべきであるが、それ以外の形態も含めた総合的な判断が求められると解される。

(2) 控訴人商品1は、被控訴人商品の形態(ア)～(ク)の特徴を全て備えていることが認められ、被控訴人商品のデッドコピーに等しいものといわなければならない、両者の形態が類似することは明らかである。

(3) 控訴人商品2は、ヒールループ(形態(ウ))を除く部分は控訴人商品1と同様であるが、被控訴人商品のヒールループには被控訴人標章が刺繍のように織り込まれているのに対し、控訴人商品2のヒールループは、黒っぽい無地の素材が使用され、長さも被控訴人商品のものの半分程度である点で異なっている。

しかし、このような違いはあっても、ブーツの履き口の踵側に、上方に向けて立ち上がるヒールループが設けられているという基本的な形態においては共通しており、上記の違いは、需要者において、同じシリーズ商品の異なる型番商品の細部のデザインの違いと認識する程度のものと解される。

そして、上記の相違点のほか、控訴人商品2が被控訴人商品の形態(ア)、(イ)、(エ)～(ク)の特徴を全て備えること、特に被控訴人商品の最大の特徴と考えられる黄色のウェルトステッチ(形態(ア))において共通の特徴があることを踏まえて総合的に検討すれば、控訴人商品2の形態も被控訴人商品の形態と類似するものと認められる。

4 控訴人各商品に係る混同惹起該当性について

被控訴人商品の形態に係る商品等表示の周知性、当該商品形態と控訴人各商品の形態との類似性に照らせば、控訴人が控訴人各商品を販売した場合、被控訴人の商品との誤認混同を生じさせるものと認められる。

5 差止め及び廃棄の必要性について

被控訴人は、控訴人各商品の販売(不正競争)によって営業上の利益を侵害されているといえるから、控訴人に対し、不競法3条1項に基づく販売及び販売のための展示の差止め、同条2項に基づく控訴人各商品の廃棄を、それぞれ求めることができる(選択的併合関係にある商標法に基づく請求は、判断を要しない。)